

釧路地域４市町合併協議会幹事会設置規程

（設置）

第１条 釧路地域４市町合併協議会規約第１２条第１項の規定に基づき、釧路地域４市町合併協議会（以下「協議会」という。）に幹事会を設置する。

（所掌事務）

第２条 幹事会は、釧路地域４市町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示により、協議会の会議に提案する事項について協議し、又は調整する。

２ 前項に規定するもののほか、幹事会は、釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整することができる。

（幹事）

第３条 幹事会の幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（組織）

第４条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

２ 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

（幹事長及び副幹事長）

第５条 幹事長は、会務を掌理し、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

２ 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

２ 幹事長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第７条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

（庶務）

第 8 条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、
幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 7 月 7 日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名	職 名
釧 路 市	助 役
	総 務 部 長
	企 画 財 政 部 長
阿 寒 町	助 役
	総 務 課 長
	まちづくり推進課長
白 糠 町	助 役
	企 画 総 務 部 長
	企 画 財 政 課 参 事
音 別 町	助 役
	総 務 課 長
	合 併 対 策 室 長